

教育委員会議事日程

(令和3年9月27日 庁舎3階 303・304会議室)

- 1 開 会 午後3時00分～

- 2 会議録署名委員の選任

- 3 議 案 審 議
報告第16号から第18号及び議案第18号から第19号

- 4 報 告 事 項
・教育委員会承認「共催・後援」の状況 (総務課)
(令和3年8月14日～令和3年9月14日)

・生涯学習センターの指定管理の暫定継続について (生涯学習課)

- 5 そ の 他

- 6 閉 会 午後 時 分

議案説明資料

■報告第16号

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、文部科学省が5月に小学校6年生と中学校3年生全員を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果が8月24日に提供されたので、本市の状況について報告するものであります。

■報告第17号

キッズウィークの実施に伴う丸亀市立学校の休業日の指定につきましては、令和2年度から教育委員会が指定した日を全市統一で「まるがめ子どもデー」として休業することとしていますが、令和3年度以降は当分の間、10月第3月曜日を学校休業日と指定することとしたため報告するものであります。

■報告第18号

キッズウィークの実施に伴う丸亀市立幼稚園の休業日の指定につきましては、令和2年度から教育委員会が指定した日を全市統一で「まるがめ子どもデー」として休業することとしていますが、令和3年度以降は当分の間、10月第3月曜日を学校休業日と指定することとしたため報告するものであります。

■議案第18号

令和4年丸亀市成人式の開催につきましては、成人に達した者を祝い励ますとともに、社会人としての権利と義務、責任を自覚させることを目的に行うものであります。

令和4年については、式典の時間短縮や2部制の導入など、新型コロナウイルス等感染症対策を講じたうえで、該当者を集めて式典を開催するものであります。

■議案第19号

丸亀市文化芸術基本計画（素案）につきましては、文化芸術基本法第7条の2第1項及び第2項の規定に基づき、本市の文化芸術の推進に関する基本計画を策定するものであります。策定にあたっては、教育委員会の意見を徴する必要がありますことから、教育委員会にお諮りするものであります。

報告第 17 号

キッズウィークの実施に伴う丸亀市立学校の休業日の指定について

令和 2 年度からキッズウィークが全市一斉統一日で実施されていることに伴い、令和 3 年度から当分の間、10 月第 3 月曜日を学校休業日に指定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 27 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 金 丸 眞 明

報告第 18 号

キッズウィークの実施に伴う丸亀市立幼稚園の休業日の指定について

令和 2 年度からキッズウィークが全市一斉統一日で実施されていることに伴い、令和 3 年度から当分の間、10 月第 3 月曜日を幼稚園休業日に指定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 27 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 金 丸 眞 明

【令和3年度キッズウィーク「丸亀こどもデー」関連イベント開催予定(令和3年9月27日現在)】 ※コロナの影響で急遽、修正・中止になる場合があります。

イベント名	開催日時	開催場所	イベント内容	担当課/連絡先	備考・事前申込等
ニッカリ青江公開プレミアムマンスオープニングイベント	10月16日(土) 10時～14時	丸亀城資料館前 芝生広場	子ども向けイベント(eスポーツ、ワークショップ)、飲食コーナー	市観光協会 Tel.85-5852 市産業観光課 Tel.24-8816	丸亀城キャスルロードも開催中 (9/18～11/23・17時～21時)
名刀見参—京極家の家宝— ニッカリ青江公開—	10月16日(土)～ 11月21日(日) 10月18日は開館	丸亀市立資料館 1階・2階展示室	ニッカリ青江ほか各時代の名刀、刀装具の名品展示(2階は刀剣乱舞—ONLINE展示)	市立資料館 Tel.22-5366	一般600円(18歳以下は無料)ただし、コロナ感染防止のため、混雑時には入場整理券を配布しますが、入場できない場合もあります。
丸亀城石垣修復見学会	10月18日(月) 午後1時30分	集合:丸亀城石垣 復旧PR館	三の丸及び南西帯曲輪石垣石垣の修復見学、	市文化財保存活用課 Tel.22-2107	見学定員:小学4年生以上～中学3年生 先着20人(小学校児童は保護者同伴) 定員になり次第締め切り。
丸亀こどもデー協賛イベント	10月18日(月)	マルタス内キッズスペース	子ども向けイベント(詳細未定)	市生涯学習課 Tel.35-7628	
市内図書館の臨時開館	10月18日(月) ■中央 10時～20時 ■綾歌・飯山 9時30分～18時	中央・綾歌・飯山 各図書館	丸亀こどもデーにおける子どもたちの受入場所の創出	市生涯学習課図書館 Tel.22-3746	
親子で楽しく運動遊び! 「まるっこフェス」	10月16日(土) 10時～15時	丸亀市民体育館	就学前児童を対象とした親子運動イベント	市スポーツ推進課 Tel.24-1392	運動のできる服装、体育館用上履靴、タオル、水筒、マスク、着替えなど
青い鳥教室開室	10月18日(月)	各校区青い鳥教室	10月18日(月)に、保護者が休めない子どもたちの受け入れ	市教育委員会総務課	利用希望のある青い鳥教室を開室 利用希望者は各教室まで連絡

親子で MIMOCA の日	10月16日(土)～ 17日(日) 10時～18時 (入館は17時30 分まで)	丸亀市猪熊弦一郎 現代美術館	高校生または18歳未満の 入館者1名につき同伴者2 名まで入館無料	(公財)ミモカ美術振 興財団 Tel.24-7755	企画展：藤島武二と猪熊弦一郎展 常設展：猪熊弦一郎展 デフォルマシオ ン
「キッズアーティスト全員 集合！」×「まるっと Enishiichi 緑市」	10月18日(月) 10時～15時	縦歌総合文化会館 アイレッククス大 ホール	キッズアーティストたちの演技 発表、雑貨販売、キッズネイル ほかWS、キッチンカーほか	市文化課 Tel.24-8822	入場無料
ゆめタウン丸亀 丸亀こどもデー協賛 スタンプラリー	10月17日(日) ～18日(月)	ゆめタウン 丸亀店	スタンプラリー「わけあって絶滅 しました」各日親子100組予定	ゆめタウン丸亀店 Tel.21-0123	40万部を超えるベストセラーを題材に、 ゲームをしながら店内5か所をスタンプ ラリー。プレゼントを進呈。
レオマリゾート 丸亀こどもデー協賛「丸亀市 民感謝デー」	10月16日(土)～ 18日(月)限定	レオマリゾート	レオマリゾート入園券、全券種 半額！ホテルレオの森ランチバ イキングと天然温泉森の湯が特 別料金に割引。	レオマリゾート Tel.22-1071	10月16日～18日は、丸亀市在住の人に 限り4名まで、入園券の全券種半額(丸亀 市在住証明が必要)。その他利用方法な ど、くわしくはHPを見てください。

議案第 18 号

令和 4 年丸亀市成人式の開催について
令和 4 年丸亀市成人式を次のとおり開催いたしたい。
令和 3 年 9 月 27 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 金 丸 眞 明

令和4年丸亀市成人式

1. 目的 成人に達した者を祝い励ますとともに、社会人としての権利と義務、責任を自覚させること。

2. 日時 令和4年1月9日(日)
第1部 開式 13:30 ~ (式典約40分)
第2部 開式 15:30 ~ (式典約40分)

3. 場所 綾歌総合文化会館(アイレックス)

4. 対象者 平成13年4月2日~平成14年4月1日に生まれた者
第1部 東中学校区、西中学校区、本島中学校区、その他
第2部 南中学校区、綾歌中学校区、飯山中学校区、その他

5. 主催 丸亀市・丸亀市教育委員会

6. 内容 (1) 式典

(2) その他

新型コロナウイルス感染症対策下における成人式の開催について

1. 本市の令和3年成人式の開催状況

- 成人式の会場を2会場に分けて、施設の収容定員に対して参加予想人数が半分以下となるようにした。
- その他、アトラクションの時間短縮や校区ごとの集合写真撮影の中止などの三密対策を講じた。

会場	丸亀市民体育館	アイレックス
参加校区	11校区（飯山・綾歌以外）	5校区（飯山・綾歌）
開催日時	R3. 1. 10(日) 12:30 開場 / 13:30 開式	同左
参加人数	638名	212名

※うち県外からの参加人数：165名（19.4%）

2. 県内他市の成人式への対応

- 現時点において開催方法については検討中が多数であるが、おおよそ昨年度と同様の方法で実施する予定。（7/8 香川県青年教育振興協議会担当者会にて確認）

参考（7市）

高松市	1日2部制、式典時間短縮、LIVE配信
坂出市	1日2部制も視野に、式典時間短縮、来賓及びボランティア人数の縮小
善通寺市	来賓人数の縮小、記念撮影・ビデオレター・スライドショーの中止
観音寺市	式典時間短縮
さぬき市	1日3部制（中学校区ごと）、式典時間短縮、来賓は恩師のみ
東かがわ市	1日2部制、アトラクション・ビデオレターの中止、保護者の入場不可
三豊市	式典時間短縮、来賓人数削減、抽選会の中止、LIVE配信

3. 本市の令和4年成人式の開催方法

- 本年度、丸亀市民体育館については、空調設備等の改修工事を実施するため、年明けには暖房等が使えない状況が発生する。
- 令和3年成人式で見られた課題
 - ・令和3年成人式は2会場に分けて開催したが、スタッフが分散したことで、会場内への入場誘導や式典終了後における速やかな敷地外への退場誘導の際に、スタッフ配置等状況変化に応じた対応が困難であった。
 - ・別会場、同時刻開催で新成人が別の会場の友人と会うことができない状況となった。
 - ・警察の協力において、会場が分かれた場合、1会場あたりの動員人数が減る。
- 令和4年成人式については、
 - ①「アイレックス」を会場として時間を分けての2部制での開催
 - ②時間短縮、密集・密接な状況を主催者側が作らない方策（入替の導線確保等）を講じての開催としたい。

会場	アイレックス
定員	1,086席(2階席を含む)
参加校区	第1部 東中学校区、西中学校区、本島中学校区、その他(約600人) 第2部 南中学校区、綾歌中学校区、飯山中学校区、その他(約550人)
開催日時	R4.1.9(日)/ 第1部 13:30~14:10 / 第2部 15:30~16:10
参加予想人数	第1部480人 / 第2部440人 (対象者数の80%想定)
来賓	県議会議員、市議会議員、社会教育委員、恩師
式辞	市長・議長
アトラクション	新成人による実行員会において検討(時間短縮を基本に)
集合写真	なし
家族席	設けない

※対象者数1,154人(R3.7.1時点)

(その他)

- 発熱または風邪の症状があるなど体調のすぐれない人は参加自粛を要請(当日入場に当たっては検温を実施)
- 参加を自粛された新成人に向けて、主催者の市長・教育長の祝辞動画及び式典のLIVE配信
- 人と人の間隔の確保やマスクの着用、手指消毒など、参加者には「新しい生活様式」に基づく行動を要請
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」をインストールするよう協力要請

4. 最終的な開催の可否について

- 上記の開催方法を基に開催準備を進めることとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況については、逐次変化することが想定され、その状況に合わせた感染防止対策が求められることになる。
- このことから、最終的な成人式の開催の可否については、令和4年成人式の開催日である令和4年1月9(日)直近における新型コロナウイルス感染症対策として発出される県の要請を基に判断する。

式典直近の状況	式典開催
①国の緊急事態宣言が香川県に発令された場合	中止
②香川県がまん延防止等重点措置区域になった場合	
③県独自の感染警戒基準が(6)緊急事態対策期に移行した場合	
④県独自の感染警戒基準が(5)感染拡大防止集中対策期に移行した場合	県に状況を確認の上、市長・副市長・教育長と協議
⑤丸亀市内においてクラスター(感染者集団)が発生した場合	長・教育長と協議

- 県の要請を基に多くの新成人が集合する形態の成人式の開催が適切ではないと判断される場合においては、成人式は中止し、主催者や恩師からのメッセージなどを掲載した冊子を後日配付する。

5. 開催案内について

- 11月下旬に成人式の開催案内文書・入場券を郵送（市内に住民票を置く対象者）
- 市外在住者で希望者には成人式の開催案内文書・入場券を郵送

令和3年9月27日開催 教育委員会 報告資料

8月14日～9月14日承認

共催・後援申請の承認について

区分 No.	受付日 承認日	事業名 開催日 又は 開催期間	開催場所	参加費 入場料等	主催者等	関係課
後援 03043	8月4日	プログラミングで海のSDGs!～海と日本PROJECT～ 令和3年9月26日	丸亀市市民交流活動センター マルタス	講演会：無料 ワークショップ(小)：1,000円、ワークショップ(中)：500円	東京都渋谷区猿樂町29-10 ヒルサイドテラスC-21 一般社団法人 イエローピンプロジェクト 代表理事 柴本 猛	学校教育課
後援 03044	8月12日 8月16日	令和3年度 丸亀市・京極町交歓研修会(受入) 令和3年9月18日	金刀比羅宮など	1,000円	香川県丸亀市大手町二丁目4番21号 丸亀市子ども会育成連絡協議会 会長 有森 敏行	生涯学習課
後援 03045	8月16日 8月19日	JFAガールズ(U-15)サッカーフェスティバル2021inJフット丸亀 令和3年9月26日	香川県丸亀市蓬萊町56番地 Jフット丸亀	無料	香川県高松市高松町1367-1 東部運動公園内 香川県サッカー協会 会長 嶋 靖博	学校教育課、スポーツ推進課
後援 03046 中止	8月27日 9月2日	2021年度文化財活用事業 第2回「もんだん亭浄瑠璃in丸亀城」(リモート編) 令和3年9月25日	丸亀城大手一の門 2階橋内	無料	香川県丸亀市大手町二丁目4番21号 丸亀市文化振興事業協議会 会長 秋山 彩	文化財保存活用課
後援 03047	8月30日 9月3日	第36回香川県中讃地区ジュニアバレーボール大会 令和3年10月23日	坂出市立体育館	無料	香川県坂出市西大浜北1-2-33 坂出グランドホテル南棟2F 坂出白峰ライオンズクラブ 会長 野角 豊弘	スポーツ推進課
後援 03048	8月31日 9月7日	「第39回丸亀ライオンズクラブ旗少年軟式野球大会」 令和3年10月2日	土器川河川敷グラウンド 26コート	無料	香川県丸亀市富士見町3丁目3番50号オークラホテル4F 丸亀ライオンズクラブ 会長 岩井 勝英	スポーツ推進課

区分 No.	受付日 承認日	事業名 開催日 又は 開催期間	開催場所	参加費 入場料等	主催者等	関係課
後援 03049	9月1日 9月2日	第38回香川県高等学校総合文化祭 令和3年10月30日	綾歌総合文化会館 ア イレックス・レクザム ホール	無料	香川県高松市牟礼町牟礼1583-1 香川県高等学校文化連盟 会長 國木 健司	文化課
後援 03050	9月7日 9月14日	第5回大社旗争奪野球大会 令和3年10月16日	レクザムボールパーク 丸亀 (丸亀市民球場)	無料	香川県丸亀市原田町2260番地1 事務局マルビススポーツ 北海道日本ハムファイターズ丸亀後援会 会長 高木 新仁	スポーツ推進課

生涯学習センターの指定管理の暫定継続について(案)

○指定管理の継続期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
(生涯学習センターの解体開始までの期間)

○指定管理者：非公募（公益財団法人 丸亀市福祉事業団を予定）

○その他：指定管理に児童館含める（所管は健康福祉部 子育て支援課）

○今後のスケジュール

9月21日～9月27日	指定管理者募集（非公募）の実施方針の公表
9月28日～10月13日	指定管理者の募集要項の公表及び申請受付
10月25日	指定管理者候補者の選定
11月教育委員会	指定管理に関する意見聴取
12月議会定例会	指定の議案及び債務負担行為の補正予算の提出

丸亀市生涯学習センター・丸亀市児童館指定管理者
＜非公募＞の選定スケジュール

1 実施方針

- 公表 令和3年9月21日(火)～9月27日(月) 7日間
- ・意見受付 令和3年9月21日(火)～9月27日(月) 7日間

2 募集要項

- 公表及び受付 令和3年9月28日(火)～10月13日(水) 16日間
- ・質問受付 令和3年9月28日(火)～10月7日(木) 10日間
- ・質問回答 令和3年10月8日(金)

3 説明会

- 申込期限 令和3年9月29日(水)
- 開催 令和3年9月30日(木) 9時～ 新庁舎3階相談室13

4 指定管理者候補者選定委員会

- 資料配布 令和3年10月15日(金)
- 審査 令和3年10月25日(月) 10時～ 新庁舎3階303会議室
→ 選定結果通知 → 公表

5 9月教育委員会にて報告

6 11月教育委員会にて意見聴取

7 12月定例議会における議案審議 → 議決後、指定の告示
(指定の議案及び債務負担行為)

8 指定管理者と協定内容等の協議及び協定書の締結(令和4年2月)

9 令和4年4月1日(指定管理業務開始)～
(指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日)

丸亀市生涯学習センター・丸亀市児童館
指定管理者制度適用実施方針

令和3年9月

—丸 亀 市—

丸亀市生涯学習センター・丸亀市児童館指定管理者制度適用実施方針

丸亀市（以下「市」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、丸亀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）及び丸亀市児童館（以下「児童館」という。）の2施設で構成する複合施設の管理運営を指定管理者に委ねることとしました。本実施方針は、指定管理者の選定を行うにあたり、指定管理業務の実施に関する方針として定めるものです。

1 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
丸亀市生涯学習センター 丸亀市児童館	丸亀市大手町二丁目1番20号

(2) 施設概要

①構 造 鉄筋コンクリート造
地下1階地上5階建て

②敷地面積 4,469.88 m²

③建築面積 1,729.23 m²（延面積 6,559.21 m²）

④開 館 日 昭和49年11月1日

⑤施設内容

地下1階：機械室

1階：ギャラリー1（170 m²）・2（94 m²）、駐車場、管理事務室（100 m²）、
社会教育関係団体室「さくら」（38 m²）

2階：教養室（和室・定員33名）、大広間（定員60名）、小間（28畳）、
茶室（8畳）、元教育支援センター「友遊」（77 m²）、相談室（38 m²）、
事務室（619 m²）、第1会議室（113 m²）、第2会議室（58 m²）

3階：会議室（定員36名）、ホール（定員472名）、児童館（272 m²）、
元少年育成センター（130 m²）、元教育研究所（87 m²）

4階：講座室1（定員72名）・2（定員36名）・3（定員51名）・4（定員36名）、
大広間（定員48名）、国際交流協会（47 m²）

5階：視聴覚教室（定員48名）、音楽室兼会議室（定員48名）

小ホール（定員96名）、元男女共同参画推進室「ゆめ」（58 m²）

その他：倉庫（鉄骨ブロック造 5.85 m²）、自転車置き場（鉄骨造 52.80 m²）

※これらの施設を一括で管理していただきます。

(3) 施設の設置目的

生涯学習センターについては、市民の生涯学習を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

児童館については、児童の心身ともに健やかな育成を図ることを目的としています。

(4) 目的外利用等の施設の状況

1階：管理事務室（100㎡）、社会教育関係団体室「さくら」（38㎡）

4階：国際交流協会（47㎡）

(5) 空室のまま現状保存の状況（*市の臨時業務で使用の可能性あり）

2階：元教育支援センター「友遊」（77㎡）、相談室（38㎡）、事務室（619㎡）、

第1会議室（113㎡）、第2会議室（58㎡）

3階：元少年育成センター（130㎡）、元教育研究所（87㎡）

5階：元男女共同参画推進室「ゆめ」（58㎡）

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の予定です。

（施設の老朽化等により、施設使用の継続が困難となる事態が発生した場合には、指定管理期間途中であっても、施設の廃止を検討することがあります。）

3 指定管理者の業務の範囲

指定管理者には、以下の業務を行っていただく予定です。なお、詳細については、募集要項にて公表します。

(1) 生涯学習センター及び児童館の使用許可等に関する業務

(2) 施設、設備及び器具等の維持管理に関する業務

(3) 利用料金の徴収等に関する業務

(4) 施設の設置目的を達成するために必要な業務

(5) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 自主事業の実施

(7) 引継ぎ業務（協定期間内の業務を履行できない場合等）

(8) 事業報告書等の提出業務

(9) 市及び丸亀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）への協力業務

(10) 生涯学習センター及び児童館閉館に関する業務

(11) その他市長及び教育委員会が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 施設の開館時間及び休館日

名 称	開館時間	休館日
丸亀市生涯学習センター	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	ア 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日になるときは、当該週の水曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
丸亀市児童館	午前 9 時から 午後 5 時まで	ア 月曜日。 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、当該週の水曜日または管理者が指定する日 ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

※指定管理者は、あらかじめ生涯学習センターにあつては教育委員会、児童館にあつては市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができます。

(2) 使用許可

生涯学習センター及び児童館の使用許可は、丸亀市生涯学習センター条例及び同条例施行規則、丸亀市児童館条例及び同条例施行規則に基づき、公平かつ公正に行っていただきます。

なお、丸亀市生涯学習センター条例第 5 条第 3 項各号及び丸亀市児童館条例第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可できません。

(3) 許可の取り消し及び入場の制限等

丸亀市生涯学習センター条例第 5 条第 4 項各号及び丸亀市児童館条例第 5 条第 4 項各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用を中止させることができます。

また、丸亀市生涯学習センター条例第 6 条各号のいずれかに該当する者に対しては、生涯学習センターへの入場を拒否し、又は退去させることができます。

(4) 個人情報の取扱い及び守秘義務

指定管理者は、丸亀市個人情報保護条例第 10 条の 2 の規定により準用する同条例

第 10 条の規定に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他に漏らしたり、不当な目的に使用してはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

個人情報の漏えい等の行為には、丸亀市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があります。

(5) 情報公開

指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、市及び教育委員会の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

(6) 監査

指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員（地方自治法第 199 条第 7 項）、又は外部監査人（地方自治法第 252 条の 42 第 1 項、丸亀市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 4 項第 5 号）による監査を行う場合があります。

※その他の管理の基準については、募集要項にて公表します。

5 利用料金制

生涯学習センターについては、利用料金制度を導入し、施設の利用料は、指定管理者の収入とする予定です。

また、利用料金は、丸亀市生涯学習センター条例第 8 条第 1 項に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めます。

6 指定管理料

指定管理者は、施設の管理業務に係る費用を、指定管理料と利用料金収入、その他の収入で賄っていただく予定です。なお、指定管理料の上限額は、募集要項で公表します。

7 指定管理者とのリスク分担等

別紙「リスク分担表」のとおりとする予定です。なお、別紙で定める事項に疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市及び教育委員会と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定するものとします。

8 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはいけません。

ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、指定管理者の責任において、業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせることはできます。

9 指定管理者の募集

(1) 応募資格

指定管理者に応募することができるものは、法人その他の団体（以下「団体等」という。）でなければなりません。当該施設につきましては、指定管理期間終了後に施設の解体を予定しており、管理運営については、それまでの暫定的な継続となることや、コロナ禍における機動的な運営が求められる状況において、これまでの管理運営経験を活かせ、利用者とも良好な信頼関係を築き、安定した運営が期待できる現在、施設の指定管理者である公益財団法人 丸亀市福祉事業団を指定した非公募により実施いたします。

(2) 募集期間

応募の受付期間は、令和3年9月28日(火)から令和3年10月13日(水)までを予定しています。

(3) 応募書類

以下の書類を想定しています。なお、詳しくは募集要項で公表します。

- ① 指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本等

10 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

市及び教育委員会は、あらかじめ丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の2に規定する指定管理者選定委員会の意見を聴いたうえで、指定管理者候補者を選定します。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定にあつては、指定管理者選定委員会において丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める選定基準により総合的に審査します。

【選定基準（丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条より抜粋）】

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(3) 指定管理者選定委員会での審査方法

募集要項で公表します。

(4) 選定結果の通知及び公表

市及び教育委員会は、指定管理者の候補者を選定したときは、その結果を応募したすべての申請者に書面で通知するとともに、市のホームページにて公表します。

11 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を施設の指定管理者とする旨の議案を、令和3年丸亀市議会12月定例会に提出し、議決を経て行う予定です。

12 協定の締結

市と指定管理者は、指定の期間を通して管理業務等の内容を定める協定を締結するものとします。協定の締結にあたって、市及び教育委員会と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議するものとします。

13 窓口（問合せ先）（生）生涯学習センターに関すること・（児）児童館に関すること

担当部署	（生）丸亀市市民生活部生涯学習課 （児）丸亀市健康福祉部子育て支援課
担当者名	（生）高木 和弘 （児）毛利 珠代
住 所	〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
電話番号	（生）0877-35-7628 （児）0877-24-8808
Fax 番号	（生）0877-25-2409 （児）0877-35-8894
E-mail	（生）shogai-k@city.marugame.lg.jp （児）kosodate-k@city.marugame.lg.jp

この実施方針に関し、ご意見・ご質問は、令和3年10月7日（木）までに上記担当者へお願いします。

別紙

丸亀市生涯学習センター・丸亀市児童館 リスク分担表

分類	内容	負担者	
		市又は 教育委員会	指定管理者
法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立	○	
	当事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○
税制変更リスク	消費税の税率変更に伴う経費の増加	○	
	上記以外の広く一般的に適用される税制、税率の変更に伴う経費の増加		○
許認可リスク	市が取得すべき許認可の取得に関するリスク	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の取得に関するリスク		○
第三者賠償リスク (※)	指定管理者に起因する事故により第三者に損害を与えた場合（管理者として注意義務を怠った場合を含む）の示談交渉及び損害賠償		○
	市に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償	○	
	上記以外のもの	(両者の協議による)	
物価変動リスク	物価変動に伴う経費の増加		○
金利変動リスク	金利変動に伴う経費の増加		○
政策変更リスク	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	○	
住民対応リスク	施設の設置や存廃に係る住民対応	○	
	施設の管理・運営に係る住民対応		○

不可抗力（暴風, 豪雨, 暴動等市、教育委員会又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）リスク	不可抗力による施設・設備の損害（指定管理者が整備した施設・設備は除く）	○	
	不可抗力により第三者へ与えた損害（自主事業に係る部分を除く）	○	
自主事業リスク	自主事業の実施及び運営に係るリスク		○
需要変動リスク	利用者数などの需要変動		○
施設・設備損傷リスク	施設の構造上及び市の帰責事由による事故・火災等での施設・設備の損傷	○	
	指定管理者の管理瑕疵など指定管理者の帰責事由による事故・火災等での施設・設備の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷	(両者の協議による)	
維持管理リスク	指定管理者の管理瑕疵による維持管理費の増大		○
	市又は教育委員会の指示事項による維持管理費の増加以外を要因とする維持管理費の増大		○
業務終了時の手続関連	業務終了時の施設の手続きに関する諸費用の発生		○
休館（貸館休止含む）等要請リスク（新型コロナウイルス等）	新型コロナウイルス感染拡大等により、市又は教育委員会の指示事項による休館（貸館休止含む）を要因とする利用料収入等の著しい減少	(両者の協議による)	

※ 第三者賠償リスクについては、市の加入している「全国市長会 市民総合賠償補償保険」でん補される保険金額の範囲以内の損害賠償は、その保険を用いることができる。